

島根原発事故時の原子力防災対策について

福島原発事故以前の原子力防災の変遷

スリーマイルアイランド原子力発電所の事故を契機に原子力防災体制の整備が行われてきた。

1979年4月23日：原子力安全委員会は、原子力発電所等周辺防災対策専門部会を設置

7月12日：中央防災会議において「原子力発電所等に係る防災対策上当面とるべき措置」を決定。

1980年6月：原子力安全委員会は「原子力発電所等周辺の防災対策について」を決定。

＜避難基準＞（外部被曝のみ）

10mSv～50mSv：子ども、妊婦の屋内退避

50mSv～100mSv：子ども、妊婦はコンクリート建屋に退避か避難。大人は自宅へ屋内退避

100mSv～：全員、コンクリート建屋に退避か避難

…避難先は明示されず…

＜防護措置範囲＞は8～10km

先に8km～10kmの範囲ありき？

「BWR及びPWR別に単位放出率当りの最大線量当量と距離との関連を求め、放出源から8km及び10kmの距離において防護対策指標の下限值（外部全身線量当量10mSv及び小児甲状腺線量当量100mSv）となる希ガス及びヨウ素の放出量を求めた。」（専門部会）

「8km～10km」の根拠は？

「昭和54年3月28日に発生した米国のスリーマイルアイランド原子力発電所の事故は、現在までの軽水型原子力発電所の事故としては、最悪のもの」だが、その場合でも、「外部全身線量は、10km地点で7mSv程度、8km地点で9mSv程度となり、当該区域の外側では、退避措置が必要となるような事態に至ることはない」

* 様々な災害に対応するための「防災基本計画」は、災害対策基本法に基づいて中央防災会議が作成する計画で、防災業務計画や地域防災計画の基本となるもの

指定行政機関・指定公共機関は防災業務計画
都道府県・市町村防災会議は地域防災計画 } ----- 作成

1997年：地域防災計画に事故災害対策の一つとして原子力災害対策編が追加される

2000年：前年の東海村ウラン加工施設臨界事故を受けて「原子力災害対策特別措置法」が制定される。これにより「原子力災害対策編」の修正

2008年：前年の新潟県中越沖地震を受けて原子力施設の火災対策が追加

「原子力災害対策特別措置法」により、緊急時には内閣総理大臣に全権集中
内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を出した場合、内閣総理大臣に全権が集中し、政府だけ

ではなく地方自治体・原子力事業者を直接指揮し、災害拡大防止や避難などをすることが出来るようになった。

福島原発事故後の原子力防災

2012年：前年の東日本大震災福島原発事故を受けて

○原子力災害対策の強化

1 政府の原子力災害への対応強化

- ・官邸の意思決定及び情報発信機能の強化（例：初動時からの委員長等の官邸参集）
- ・オンサイト・オフサイト対応の役割の明確化（例：電力本店等に事態即応センターを設置し事故収束対応の拠点とするとともに、現地本部をOFCに設置して住民の安全確保に特化）
- ・複合災害やシビアアクシデント等を想定した実践的な訓練の実施
- ・複合災害が発生し、対策本部が複数設置された場合には、相互連携に努める。

2 オンサイト対応（事故収束活動の体制・支援）

- ・緊急時対策所、後方支援拠点、原子カレスキューの整備等の原子力事業者の防災体制強化
- ・平時からの訓練等を通じた実動組織も含めた連携・体制の強化

3 オフサイト対応（住民防護・被災者支援）

- ・区域ごとに予め避難手順を定めておく計画の準備の導入、緊急時モニタリングの体制整備等による住民防護措置の強化
- ・原子力被災者生活支援チームの設置により、避難住民の受入先確保、一時立入り等の緊密な支援を行う体制を構築

4 防災インフラ・防災資機材の充実

- ・官邸、原子力規制庁、原子力事業者、自治体を繋ぐTV会議等の通信網の整備
- ・複合災害時にも途絶しない通信網を確保するため、衛星回線等による経路の多重化、非常用電源の確保を実施
- ・オフサイトセンターの設備基盤強化（例：放射線防護対策の強化、代替施設の確保）

5 事後対策

- ・緊急事態解除宣言後も、政府が健康相談や除染等に責任を持つ体制を明記

国の関与が強くなり→自治体の独自判断の余地がなくなってくる

住民の犠牲を伴う避難計画の問題点

1、被ばくを前提の避難計画

★5 km圏内住民避難判断

施設敷地緊急事態で要援護者の避難開始・一般市民は準備

全面緊急事態発生で一般市民も避難開始

* 施設敷地緊急事態とは、全交流電源の喪失が5分以上継続したり、原子炉内の水位低下が始まるなどの状態。

全面緊急事態は、炉心溶融を示す放射線量または温度を検知する状態や敷地境界で5マイクロシーベルト/時が10分以上も継続している状態。

★5～30km 圏内住民避難判断：5 km圏内住民の避難が完了してから順次避難。

毎時 500 μ Svの放射線量を計測。

毎時 20 μ Sv以上が1日以上継続した場合には1週間以内に

* 島根原発2号機適合性審査申請書類によれば、大LOCA(配管破断による冷却材喪失、ECCS/全交流電源喪失)の場合には5分で炉心損傷となっている。

他社原発(P)申請書類では、格納容器からの最短漏えい時間は1.5時間

2、段階的避難は福島原発事故で実効性がないことが実証されている

福島原発事故：3km→10km→20 km→30km(屋内退避)



田村市の渋滞 →
通常時の道路状況 20 秒
に1台通過。

ピーク時でも 60km/h
程度(ほとんど他車からの
制約なし)で走行できる



富岡町の住民：自動車川内村へ避難。通常30分程度 → 3時間以上

双葉町：普段なら1時間 → 6時間以上

大熊町：普段なら30分 → 5時間位

(「原発避難計画の検証」上岡直見・合同出版P23)。

* 島根原発事故時にも、住民が退避指示に従うとは思えない。

3、福祉施設、病院、在宅要支援住民のための避難支援は困難

・避難支援のための車両が足りない。

* 「島根県と鳥取県による避難方法等の実態調査結果から」

30 km圏内 5,754 世帯と 349 施設を対象に調査→4182 世帯と 356 施設から回答

その調査結果をもとに 30 km 圏内全体を推計。

避難時にバスが必要な住民(施設等入居者含む)は約 38,088 人。

同様に福祉車両が必要な住民は 8,819 人と推計される。

移動手段の支援があっても避難は難しい住民は 5,981 人と推計される。

現在、バスの調達可能台数が 546 台とされているが、およそ 642 台(1 台あたり 35 人乗車を仮定)程度の不足となる。また、福祉車両についても圧倒的に不足している。

- ・「避難」という選択は、健康状態が一気に悪化するリスクを伴っている。
- ・「施設内にしばらく退避」指示は、いつまでなのか定かではない。
- ・若い職員に高い放射線量の中を緊急出勤要請ができるのか?
- ・バス運転手の確保はできるのか? 年間 1 mSv が基本

4、高いスクリーニング基準では、住民は自らが汚染されていることに気が付かないままに避難先に避難することに → **汚染の拡散**

避難途中で行われるスクリーニングでは、市民の付着した放射性物質を除染する際の基準が定められている。

その基準=安定ヨウ素剤服用基準の 6 倍

現状のスクリーニング基準をそのままにするなら、避難先で改めてスクリーニングをする必要がある!

5、原発事故であるがために、**広域で長期の避難**となり、実際には**「移住せざるを得ない」**特質がある。

・福島原発事故では、当初約 165,000 人→現在約 100,000 人

* 阪神淡路大震災：ピーク時 310,000 人→10 か月後には約 2,000 人へ

6、国は、住民の被ばくを防いだり、長期にわたる支援は行わない。

<現在の状況>

南相馬：道路上で 16 μ Sv など至る所にホットスポットあり。

一般の年間被ばく上限 1 msv の 140 倍

(モニタリング地点では除染が行われているために約 0.2 μ Sv/h)

国は特定避難干渉地区指定を解除し、支援打ち切り

飯館村：3～4 μ Sv/h など高い場所が点在する。

(昨年末の役場前は 0.37 μ Sv で除染済み)

国は、来年 3 月に避難指示解除の方針。

* 現実的に若い世代は帰らないことを選択している。

避難後の生活再建計画がない！

7、避難先の受け入れ体制不備

島根県の広域避難計画では、広島県内の各自治体（一自治体を除く）に計168,400人、岡山県内各自治体へ計101,200人が避難することになっている。残りは島根県西部への避難となっている。

境港市、米子市は鳥取市

- ・広島と岡山両県の各自治体に対する、アンケート結果（中国五県の反原発や反火電の活動を行う市民団体による）

結果：「福祉避難所の受け入れ要請があれば、直ちに対応できるか」との問いに、岡山県内の自治体では、岡山市でさえ「わからない」と答え、倉敷市をはじめ8市が計画がないか「できない」と回答している。広島では、「わからない」との回答が4市、福山市など2市が「その時点で調整する」と回答している。

岡山県内では、4市が避難物資の備蓄もないとし、8市で、指定されている避難先が警戒区域・特別警戒区域に指定されている場所があると回答。避難元自治体との応援協定に至っては、どこも締結していない。

広島では、大竹市など4市が「避難物資の備蓄ができていない」とし、広島市などの4市で指定されている避難先が警戒区域・特別警戒区域に指定されている場所があると回答。避難元自治体との応援協定は、2市が検討中のほかは岡山同様に協定などしていないのが実態。

医療・介護等は受け入れ側自治体に頼らざるを得ないが、その体制、特にマンパワーは現状ですら不足している。

8、長期にわたる広域避難はPTSDを発症する危険性があり、生活苦も！

★NHK ハートネットTVのアンケート

避難指示対象となっている8つの市町村の住民

→4割超の人がPTSD（心的外傷後ストレス障害）を抱えている恐れ

帰還困難区域：「ふるさとを失ったことがとてもつらい」と回答→60%超 生きがいや人生と
いった、大きな価値観まで失われた！→ほぼ半数に

自主避難者：「帰ることができるか分からない」と回答 →半数近くに

月10万円の精神的損害賠償は支払われることはなく、国が家賃を負担する借り上げ住宅の制度も来年3月での打ち切り。 →自主避難者の74%が「生活に困っている」と回答。

福島の避難者への支援打ち切りは、そのまま私たちへの国の仕打ちになる！